

平成30年3月20日

姫路市長 石見利勝

姫路市外部公益通報に関する要綱を次のように定める。

姫路市外部公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に対して行われる事業者の法令違反に係る通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、当該通報を行った者の保護を図るとともに事業者の法令の違反の早期把握に基づく適切な法執行を行い、もって市民の生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部公益通報 労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的でなく、その労務提供先（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項各号に定める事業者をいう。以下同じ。）若しくは当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者に係る通報対象法令違反が生じ、又はまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由がある場合に、当該通報対象法令違反が生じ、又はまさに生じようとしている旨を本市に通報することをいう。ただし、姫路市職員等の公益通報に関する要綱（平成18年6月20日制定）第2条第3号に規定する公益通報を除く。
- (2) 通報対象法令違反 法令（条例、規則等を含む。以下同じ。）に違反した者に対し、本市が処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）の

権限を有する法令に違反することをいう。

(3) 通報対象法令違反事実 通報対象法令違反に係る事実をいう。

(通報及び相談先)

第3条 外部公益通報及び外部公益通報に関する相談は、市民局市民参画部市民総合相談室において受け付けるものとする。ただし、当該外部公益通報の通報対象法令違反事実に係る事務を所管する機関（以下「所管課」という。）においても外部公益通報又は外部公益通報に関する相談を受け付けることができるものとする。

(外部公益通報の方法)

第4条 外部公益通報は、前条本文の機関（以下「通報窓口」という。）又は所管課に対し、書面、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）又はファクシミリにより行うものとする。

2 外部公益通報は、実名で行わなければならない。ただし、客観的かつ具体的な根拠を示して通報する場合においては、匿名で行うことができる。

(通報の受付等)

第5条 通報窓口又は所管課は、外部公益通報を行うとの意思に基づき行われた通報（以下「通報」という。）を受け付けたときは、当該通報を行った者（以下「通報者」という。）の氏名、連絡先及び通報内容を確認するものとする。ただし、通報が匿名で行われたときは、通報窓口又は所管課は、通報内容の確認を行うものとする。

2 通報窓口又は所管課は、通報の受付に際して、通報に関する秘密は保持されること、個人情報保護されること、通報受付後の流れ等を、通報者に説明するものとする。

3 通報窓口又は所管課は、通報対象法令違反事実として通報された事実について、市の機関が処分、勧告等を行う権限を有しないものであると認める場合は、通報者に対し当該事実に係る処分、勧告等を行う権限を有する行政機関を教示するものとする。

(通報時の対応)

第6条 通報窓口は、通報を受け付けたときは、直ちに所管課に当該通報を引き継がなければならない。ただし、受け付けた通報に係る事実について他の任命権者の機関が処分又は勧告等をする権限を有する場合は、通報窓口は、当該通報を当該他の任命権者の機関に引き継ぐものとする。

2 前項ただし書の場合において、通報窓口は、当該他の任命権者の機関に対して、この要綱に定める事務に準じて当該通報の対応を行うよう要請するものとする。

3 所管課は、通報を受け付けたときは、その旨を通報窓口へ通知するものとする。

4 所管課は、通報を受け付けたとき又は第1項の規定による引継ぎを受けたときは、次の各号に定める当該通報の区分に応じ、当該各号に定める対応を行うこととする。

(1) 本市以外の行政機関が処分、勧告等を行う権限を有すると認める場合 通報者に対し当該通報における事実に係る処分、勧告等を行う権限を有する行政機関を教示する。

(2) 次に掲げる場合 外部公益通報として受理せず、その旨及びその理由を通報者に対し通知する。

ア 法令に違反していないことが明らかである場合

イ 処分、勧告等を行う権限を有する行政機関が存在しない場合

ウ 通報者が当該通報に係る事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）を労務提供先とする労働者でない場合

エ 不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的であることが明らかである場合

オ 事業者又は当該事業者の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他のものに係る通報対象法令違反が生じ、又はまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由が認められない場合

カ 著しく不分明である場合

(3) 前2号に該当しない場合 外部公益通報として受理し、その旨を通報者に対し通知する。

(情報提供としての取扱い)

第7条 所管課は、前条第4項第2号の規定により、受け付けた通報（前条第1項の規定により引継ぎを受けた通報を含む。以下同じ。）を外部公益通報として取り扱わないこととした場合において、当該通報に本市の業務に有益な情報が含まれるときは、当該通報を情報提供として取り扱うこととする。

（担当職員の範囲）

第8条 通報窓口及び所管課は、外部公益通報に関する事務については、必要最小限の職員で行うよう努めるものとする。

（調査の実施）

第9条 所管課は、第6条第4項第3号の規定による通知を行ったときは、事実確認のため必要な調査を、通報者が特定されないよう十分に配慮するとともに必要かつ相当と認められる方法により遅滞なく行うものとする。

2 所管課は、法令の適正な執行の確保、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に留意の上、必要に応じて、通報者に対して調査の進捗状況を通知するものとする。

3 所管課は、当該通報対象法令違反事実について、本市の機関が処分、勧告等を行う権限を有しないことが明らかになったときは、調査を取りやめ、通報者に当該通報対象法令違反事実に係る処分、勧告等を行う権限を有する行政機関を教示するものとする。この場合において、当該権限を有する行政機関から協力を求められたときは、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、第1項の調査に係る資料を提供するものとする。

4 所管課は、第1項の調査の終了後、法令の適正な執行の確保、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に留意の上、遅滞なく通報者に当該調査結果を通知するものとする。

（調査結果に対する措置等）

第10条 所管課は、前条第1項の調査の結果、通報対象法令違反事実が存在すると認めるときは、法令に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

2 所管課は、前項の措置を講じた場合は、その内容を遅滞なく通報者に通知するも

のとする。

(通知を望まない通報者への対応)

第11条 通報窓口又は所管課は、通報者の連絡先が分からないとき、通報者が説明、教示又は通知（以下「説明等」という。）を望まないときその他やむを得ない理由があるときは、第5条第2項及び第3項、第6条第4項、第9条第2項から第4項まで並びに前条第2項の規定にかかわらず、説明等を行わないことができる。

(秘密保持及び利益相反の排除)

第12条 外部公益通報又は外部公益通報に関する相談への対応に関与した者は、通報若しくは相談に関する秘密を漏らし、正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 職員は、自らが関係する通報対象法令違反事実に係る外部公益通報の処理に関与してはならない。

(対応後の措置)

第13条 所管課は、受け付けた通報についての対応が終了したときは、通報窓口に対応の結果を通知するものとする。

2 所管課は、受け付けた通報についての対応が終了した後においても通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が通報したことを理由として、労務提供先から解雇その他不利益な取扱いを受けたと認める場合には、通報者の保護に係る適切な措置を行うものとする。

(運用状況の公開)

第14条 市長は、外部公益通報の件数、主な内容等について、毎年度公表するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。